

4) ガバナンス部門

徐 行 (講師・比較法)

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

現代中国の法化社会の形成における市民参加に関する研究を継続し、特に立法(地方立法)における市民参加の現状に関する資料収集とヒアリング調査を集中的に行い、その実態を把握した。中国では、新聞や雑誌、テレビニュース、立法機関・政府のポータルサイトないしソーシャルネットワークを通じて、法律(行政法規や条例を含む)の草案を公布し、社会に対して広く一般に意見徴集を行うというやり方は、立法における市民参加の主要な方法としてすでに定着しているが、地域によっては、それをあまり積極的に推進していないところもある。また、制度として構築されているが、実際の運用においては、市民参加の度合いが低く止まっており、市民側から出された意見が法に反映されることも(ごく一部の例外を除いて)稀である。つまり、立法における市民参加も所詮中央に集中した権力の末端を開いて民衆を巻き込んで、一党独裁の正統性を補強するための一手法に過ぎない。以上の研究成果の一部は2014年のアジア法学会(春の研究大会)で発表し、「アジア法研究2014」(第8号)で論文として公表した。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

中国における環境問題と市民参加に関する研究を進めている。現地調査を経て、中国における環境NGOの活動状況を把握し、一般市民個人と専門家をも視野に入れて、環境分野における市民参加の全貌をある程度明らかにした。環境保護(環境問題の解決)について、共産党政権も強い関心を示しており、環境保護法を改正してまで、環境保護と発展とのバランスを取ろうとしている。そのため、環境分野における市民参加の活動許容範囲が比較的広い。比較的自由に活動することが可能であれば、市民意識の覚醒や市民社会の形成に繋がる可能性も出てくるかもしれない。以上のことを踏まえて、収集した資料を整理・分析し、原稿として取り纏めていく(2015年8月までに脱稿予定)。

その他(教育活動ほか)

北海道大学海外教育交流支援事業「東アジア法圏学生交流ウィーク」の引率教員の一人として、2015年3月に学生15名を上海・蘇州研修に連れていき、復旦大学・華東理工大学で開催された学生による共同セミナーの司会者兼通訳として尽力した。

外部の非常勤として、北海学園大学において中国法文化論を、北星学園大学において中国の文化Iを担当した。

論文

論文標題	雑誌名	発行年	頁
中国の地方立法における市民参加	アジア法研究 2014(第8号)	2015年	41~52頁

学会発表

発表課題	学会等名	年月日	発表場所
中国の地方立法における市民参加	アジア法学会	2014年6月21日	名古屋経済大学